

令和5年10月6日

山梨県行政書士会 会員各位

(公社) コスモス成年後見サポートセンター
山梨県支部 支部長 渡邊 淳

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター山梨支部会員の募集

コスモス山梨では支部会員を随時募集しております。

なお、公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター（以下「コスモス」といいます。）とは、全国の行政書士のうち、成年後見に関する十分な知識・経験を有する者で組織された団体です。平成22年8月に設立されて以来会員数は増え続け、現在は全国で約2,000人の行政書士がコスモス会員として活動。また山梨支部は平成23年4月に発足し現在14名の会員が加入し、金融機関や各市町村担当部署との連携を進めています。

成年後見を取り巻く環境は日々変化しています。平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が制定されて以降、令和4年3月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が策定されるなど、国としても成年後見制度の利用を推進しております。また令和3年には総務省より各県担当局に「成年後見業務は行政書士の業務に附帯し、又は密接に関連する業務」に該当する旨の通達が為されました。これを受け日本行政書士会連合会も「コスモスと連携した制度の推進」を基本方針に掲げました。コスモスによる成年後見制度利用支援活動はさらに大きく広がることが想定されております。

山梨県下においても各市町村で成年後見制度に関する窓口が整備されつつあります。同時に不正防止体制の整備や保険加入の管理、研修の充実が専門職団体に求められています。コスモス山梨としても、予想される相談件数増加に会員数が追い付かない等の懸念や、知見のない行政書士による不適切な行動が発生した際の影響を懸念し、様々な研修を行い会員の資質向上に努めております。これら研修により培った知識を行政書士が得意とする行政との連携、特に福祉分野について一緒に活用していく方針です。

そこで今回、コスモス山梨では新たな会員を募集しています。入会を希望される方は別紙入会前研修申込書にて申し込みをお願いいたします。

別紙

コスモス山梨 入会前研修申込書

【研修方法】

- ・インターネット回線を使用したビデオオンデマンド視聴による研修
(事前にメールアドレスを登録しIDを発行)
- ・申し込みがあった場合、事前ガイダンス及び効果測定の日時を設定する。
- ・テキストは事前ガイダンス時に受講者に提供する。

【コスモス加入要件】

- 1 健全な行政書士であること
(行政書士法第2条第2項に定める欠格事由に該当しないこと、行政書士会費を滞納し、会費滞納者リストに載せられていないこと等)
- 2 研修受講終了者であること
 - ・入会前研修約30時間+効果測定試験の合格
 - ※受講料 15,000円 テキスト印刷代 3,000円 計 18,000円
 - ※申し込みの際に【山梨中銀貢川支店 普通 668300】に上記金額振込
- 3 保険に加入すること
(成年後見賠償保険に加入すること、年間保険料 約6000円)
- 4 会費を納入すること
(入会金: 10,000円 年会費: 24,000円)

コスモス入会前研修申込票

ふりがな 氏 名	TEL	
	E-mail	
	支部名	
備考		

[申し込み・お問い合わせ] 山梨県支部 (新入会員研修担当 天野)

E-mail nodk.utr@gmail.com

T E L 0554-25-2483 FAX 0554-25-2483

※今回申し込み締切 令和5年10月28日